# 単価契約仕様書

環境政策局南部クリーンセンター施設係

（担当　後藤・細野　611-5363）

| | |
|---|---|
| 件　　名 | （単価契約）メタノール（50%）（南部クリーンセンター）第４四半期 |
| 形状・寸法 | 仕様のとおり |
| 予定数量 | ３３，０００ｋｇ<br>（ただし、発注回数、数量については増減する場合がある） |
| 契約期間 | 令和９年１月１日　～　令和９年３月３１日 |
| 契約条件 | １　納入場所<br>京都市伏見区横大路八反田２９番地<br>京都市南部クリーンセンター構内（指定場所）<br><br>２　予定数量<br>３３，０００ｋｇ<br>（１回あたりの発注は、約５，５００ｋｇを目安とする。）<br>予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても本市は何ら補償しない。<br><br>３　薬品の仕様<br>以下の仕様を満たすこと。<br>製品名：メタノール（５０%）<br>（５０%溶液として搬入すること。）<br><br>４　納入日時及び体制<br>(1)　納入日時は､原則、土・日・祝日を含む、午前６時から午前８時までに行うこと（午前６時前に納品することは避けること。）。<br>ただし、本クリーンセンターの指定する日及び時間に納入が難しい場合は、本市担当に連絡し、納入の可否について協議を行うこと。<br>(2)　本市が指定する日時に、指定する数量を迅速に納入できる体制を整備すること。<br>発注から納入まで５営業日以内を原則とし、遅れる場合には速やかに連絡を行うこと。<br>(3)　大型連休（ゴールデンウィーク、盆、及び年末年始）時にも本薬品を納入できる体制を極力確保すること。<br>(4)　発注の連絡は内容を確実に伝達し保存できる手段（メール、またはＦＡＸ）を原則とするが、発注日、及び納品量の変更が生じた場合はこの限りではない。<br>(5)　本市へ搬入する業務を第三者に委託する場合は、承諾が必要な |

| | |
|---|---|
| | ため、再委託承諾申請書(別紙)を事前に提出すること。<br><br>5　納入方法<br>(1)　納入は専用ローリー車で行うこと。<br>(2)　接続金具は本クリーンセンターの指定したものであること。<br>(3)　接続金具着脱時のドレンや配管のドレンは、契約業者にて用意した容器で受けて持ち帰る等、適正に処理すること。また、納入後こぼれたドレンは、水洗を含む清掃を行い、適正に処理すること。<br>(4)　異物や水分の混入等により、当クリーンセンターの受入設備、吹込み設備等に支障をきたさぬよう納入品の品質管理を徹底すること。不備等をきたした場合においては、契約業者の負担により、製品の回収及び当クリーンセンターの設備機器等の点検整備を本市立会いのもと行うこと。<br>(5)　納入時の駐車は、納入場所到着後、バックで駐車位置に進入しローリー車を駐車させ、車止めなどの安全対策を講じること。<br><br>6　納入時の提出物<br>納入時に、計量証明書（納入数量が分かるもの）及び検査成績書（納入する薬品の仕様が分かるもの）を提出すること。また、初回納入時にＳＤＳ対象となる化学物質はこのＳＤＳを提出すること。<br><br>7　支払いについて<br>(1)　本市は請求書を確認のうえ、代金を支払うこととする。<br>(2)　支払いは、１か月ごとに前月分を支払うこととする。<br>なお、納入量については、ローリー積載時に発注量との誤差が生じることから、積載後の実数量に基づいて集計すること。<br><br>8　その他<br>(1)　契約期間内に納品品番の製造中止その他契約業者の責めに返さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が該当製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後続品番又は上位品番を代替品番として納品することができる。<br>(2)　本クリーンセンターの指定する時間帯以外、構内での待機は行わないこと。<br>(3)　その他詳細については、本クリーンセンターの本市職員と協議の上、決定するものとする。 |

（別紙）

# 再委託承諾申請書

令和　年　　月　　日

（宛先　京都市長）

（受注者）
住　所
名　称
代表者の職・氏名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1　契約件名
2　再委託の内容
3　再委託の相手方
⑴ 商号又は名称
⑵ 氏名又は代表者の職・氏名
⑶ 所在地
⑷ 電話番号
4　その他

この申請書の提出に当たっては、必要に応じて、本市が定める「再委託の承諾をしない場合」に該当しないことが確認できる資料を添付してください。

受注者（申請者）が本市から再委託の承諾を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本件契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを提出してください。（再々委託以降の再委託も同じ。）